

食監発第18号

平成13年2月15日

各検査所長 殿

医薬局食品保健部監視安全課長

狂牛病発生国等から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、平成8年3月26日付衛乳第41号の1等により、関係業者に対する指導等をお願いしてきたところであるが、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第13号）が平成13年2月15日付けで公布、施行され、伝染性海綿状脳症にかかり、又はその疑いのある獣畜の肉、臓器等については、販売、加工等が禁止されるとともに、獣畜の肉、臓器及びこれらを原材料とする食肉製品の輸入に際しては、輸出国政府によって発行された伝染性海綿状脳症にかかり、又はその疑いがあるものでない旨の証明書又はその写しの添付が必要となった。

については、今後、下記により取り扱うようよろしく願います。

また、平成8年3月26日付衛乳第41号の1、平成8年4月19日付衛食第33号、衛乳第77号及び衛化第43号、平成9年2月4日付衛乳第42号の1、平成12年12月22日付衛食第205号、衛乳第256号及び衛化第55号は廃止する。

記

- 1 EU諸国等（EU15ヶ国、スイス及びリヒテンシュタインをいう。以下同じ。）において、とさつ、解体、分割又は細切された牛肉及び牛臓器、並びにこれらを原材料とする食肉製品については、証明書を受け入れないこととし、食品衛生法第5条第2項に違反するものとする（第三国でとさつ、解体以外の処理、加工等が行われたものを含む。）。

- 2 上記1に掲げる牛肉等を原材料とする食品及び添加物であって、証明書の添付が必要とされないものについては、輸入しないよう指導すること。
  
- 3 上記のほか、EU諸国等を経由して輸入される牛肉、牛臓器及びこれらを原材料とする食肉製品並びに牛肉及び牛臓器を原材料とする食品及び添加物であって証明書の添付が必要とされないものにあっても、その確認手続が整備されるまでの間、それぞれ1及び2と同様に取り扱うこと（とさつ、解体以外の処理、加工等が行われたものを含む。）。